

◇市内で今後、新たに創業される方を支援します！

## 小郡市創業者支援事業補助金制度のご案内

市は、新たな事業の創出を促進し、市内経済活性化につなげるため、市内で新たに創業する方に対し、その創業に係る初期経費及び事業を営むための貸室に係る家賃の一部を予算の範囲内で補助します。創業をお考えの方は、申請の条件等がありますので、商工観光課または商工会にご相談ください。

### ◆補助金の額

区分	補助金上限額
i 創業費	30万円
ii 家賃	月額 2万円

【令和4年度拡充！】 用途地域における商業地域（市内では小郡駅周辺）にある1年以上の空きテナントで創業する場合 上限額 月額 3万円

◆補助対象者 事業を営んでいない方で以下の全てを満たす必要があります。

- ①小郡市商工会の経営指導員から創業事業計画書について経営指導を受けた方
- ②福岡県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種であること
- ③次のいずれかに該当する新規創業前の方
  - ア 市内に本店を置く会社を設立することを予定している個人
  - イ 個人事業主として市内に主たる事業所を置くことを予定している個人であって、市内に住所を有する方(予定含む)
- ④市税及び国民健康保険税の滞納がない方
- ⑤同一事業について、国、県又は他の補助金の交付を受けていない方

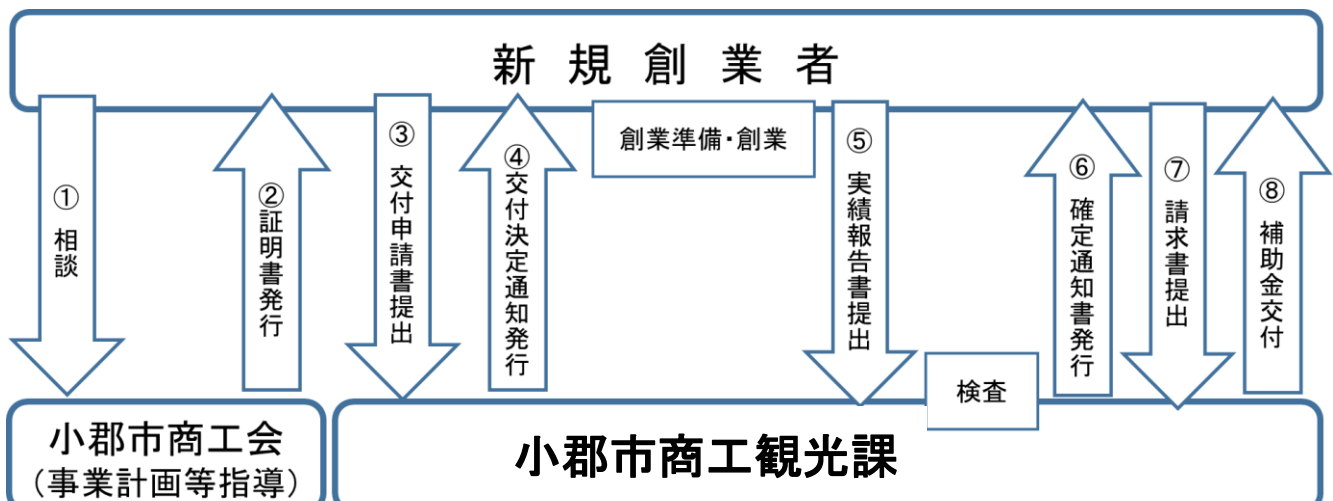
### ◆補助対象となる事業

新規創業のために、市内で新たな事業所の開設又は賃借を行う事業

### ◆補助対象外となる事業

- ①他の者が行っていた事業を継承して行う事業
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業
- ③フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

### ◆申請の流れ



裏面もご覧ください

◆補助対象経費、補助率、補助対象期間

区分	補助対象経費	補助率	補助対象期間
創業費	開業又は法人設立に伴う司法書士又は行政書士に支払う申請資料作成に係る経費	補助対象経費の2分の1以内	交付決定日から当該年度の3月末日までに生じた経費
	事業所の開設に伴う外装工事又は内装工事費		
	設備（新規創業のために直接必要とする機械装置、工具、器具、備品等）に係る購入費又は申請年度の3月31日までに係るリース料若しくはレンタル料		
	広告宣伝費及びマーケティング調査費		
家賃	新規創業のために契約した事業所の借上げに要する月額賃料（対象者本人又はその3親等以内の親族が所有する不動産等に係る家賃及び住居部分の借入費並びに対象物件の借入れに伴う敷金、礼金、保証金、仲介手数料、火災保険料及び地震保険料を除く。）		交付決定日（2回目の申請にあっては1回目の交付決定日）の属する月の翌月から通算して12月以内

※注意事項

- ・補助金の交付決定を受ける前に物品等を購入したり、工事等に着手したりした場合、その経費については補助金を受けることができません。
- ・事業を営むうえで、直接必要と認められないものは、補助対象経費から除外します。
- ・補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額、振込手数料は除きます。

◆申請書の提出について

小郡市創業者支援事業補助金交付申請書に以下①-④の書類を添えて、補助対象事業に着手する前に市商工観光課に提出してください。申請受付は4月1日から先着順で行い、予算額に達した時点で締め切ります。

- ①小郡市商工会から指導を受けて作成した創業事業計画書、②滞納のない証明書、③小郡市商工会が経営指導等を行った旨の証明書、④補助対象経費の内訳を説明する資料

◆家賃を申請される方の概算払いについて

家賃を申請される方は概算払いを行うことができます。（一括又は分割して事前に補助金を受給することができます。）希望される方は、創業費の実績報告の際に概算払いの請求を行ってください。この場合、事前に受給した額が確定した額に満たないときは、過払い額を返還していただくこととなります。

お問合せ先 小郡市商工観光課 72-2111（内線142）